

令和5年度第1回茅ヶ崎市文化財保護審議会
会議録

議題	<p>議題1 審議案件</p> <p>(1) 市指定史跡「鶴嶺八幡宮参道」の現状変更について</p> <p>(2) 史跡・天然記念物「鶴嶺八幡宮参道及び松並木」の越境について</p> <p>議題2 報告案件</p> <p>(1) 史跡・天然記念物「鶴嶺八幡宮参道及び松並木」の緊急対応等について</p> <p>(2) 登録有形文化財（建造物）の保存活用について</p> <p>(3) 新国道街路事業に伴う発掘調査に伴う出土遺物について</p> <p>(4) 茅ヶ崎市博物館 令和4年度の概要について</p> <p>その他</p>
日時	令和5年7月26日(水) 9時30分から11時00分まで
場所	茅ヶ崎市役所本庁舎4階 会議室5
出席者氏名	<p>(出席委員)</p> <p>近藤会長、相澤副会長、五味委員、緒方委員、田尾委員</p> <p>(事務局)</p> <p>【教育推進部】村上部長、【社会教育課】伊勢田課長、八幡課長補佐、大元主査、三戸副主査、加藤副主査、飯田主任、田中主事、金馬主事、関主事</p>
会議資料	<p>議題1 審議案件</p> <p>(2) 市指定史跡「鶴嶺八幡宮参道」の現状変更について</p> <p>(2) 史跡・天然記念物「鶴嶺八幡宮参道及び松並木」の越境について</p> <p>議題2 報告案件</p> <p>(5) 史跡・天然記念物「鶴嶺八幡宮参道及び松並木」の緊急対応等について</p> <p>(6) 登録有形文化財（建造物）の保存活用について</p> <p>(7) 新国道街路事業に伴う発掘調査に伴う出土遺物について</p> <p>(8) 茅ヶ崎市博物館 令和4年度の概要について</p> <p>その他</p>
会議の公開・非公開	公開
傍聴者数	0人

会議録

○（伊勢田社会教育課長）

- ・開会のあいさつ
- ・教育推進部長のあいさつ
- ・出欠委員の確認（過半数の成立）
- ・傍聴者の確認（傍聴者なし）

○（事務局）

- ・会議資料の確認

【議題1 (1) 市指定史跡「鶴嶺八幡宮参道」の現状変更について】

○（事務局）

資料1-1をご覧ください。

本件につきましては、上水道管の敷設引込工事に伴う現状変更としまして、事業者からの変更届が現在出されている状況になります。

所在地につきましては、茅ヶ崎市の下町屋3丁目4番28号付近の、現在車道になっている部分を中心になります。

地図をご覧くださいと、茅ヶ崎市の中央よりやや西側のところで、鶴嶺八幡宮の南側の部分、現在指定されている参道のやや中ほどから北のところで、石原A遺跡という埋蔵文化財包蔵地と、かぶっている場所ではありますが、ちょうど際の部分にまたがって混在している状況になります。

当該地については長細い形で、下水管の上に上水道が設置されている状況になります。詳しく内容を確認していきたいと思えます。

お手元の地図中、個人住宅の宅地の方に、上水道の管を車道から引き込む部分も含めて、長さ約26mの掘削が行われる形となります。掘削の幅については、区分によって幅が異なりますが、50から80cm、最大約80cmの幅で、深さが80cm。お手元の資料は前の段階の資料になりまして、事前に話をいただいたところ、下水管の敷設という話もありましたが、それについては既設のものがすでに入っているということでしたので掘削の深さとしては、その上水道管部分の、80cmに留まります。

これが一番、スクリーンで出しているのが新しい図面になりますが、大きな違いといたしましては、個人住宅部分のAA断面については、下水道部分がすでに入っている状況になりますので、その部分の掘削がなくなりました。

上水道管を横方向に陥入する工事に変更になりましたが、それについても掘削という扱いを取りますので、深さについては80cmで検討しています。

現状はこのような状況でして、その角の部分から現場を俯瞰しているような状況になりますが、奥の方の宅地に向かって松が見えているあたり、L字状に道が入っていると思えますが、そこに沿

って工事が行われています。松は当然その間には生えていませんので、目下大きな問題はないと思いますが検討の材料として考慮しています。

宅地の方についても、現況で汚水柵の蓋が確認できますが、そこまで下水が入っています。お手元の資料で言うところの AA 断面図、左側のマスの部分というのは、その写真に示されている丸いものになります。新たにその上の部分に上水道管を敷設するという工事になります。

写真の方に合わせていくと、このような形で工事が計画されていまして、赤い部分というのは現在マンホールが設置されていますが、下水管が既に敷設されている部分、青い部分については、こちら側の管で確認しましたが、上水道管がそこまで入っているところ。黄色い部分が今度新しく敷設されるおおよその位置になります。別の角度から見た形で、歩道の部分に沿う形で車道の部分を掘削してそこに入れているとのこと。

これは個人住宅部分の写真で、同じような方向で既設管が入っているのが確認できました。現状変更許可の条件についてということで、社会教育課といたしましては、既設で管が入っている状態が確認取れたこと、また、事前調査の下水道の調査に際して、確認調査が行われていまして、この資料、図面 1-1 の裏面になりますが、86 区、85 区で調査がされている場所で、ある程度地下の様相が把握されていますので、既存の下水の堀山に収める形で工事を行っていただくというところで、条件をつけて現状変更許可を出そうかと考えているところです。

協議についてというところで、もともとある掘削に合わせて施工すること、工事の際には職員が立ち合うこと、周辺の状況ですが、浅いところだと約 40 cm のところから遺構が確認されますので、そこに影響を与えないように、既設管の掘削に収めることと、それに対してもし影響があった場合には必要な措置をとることを条件にしようと考えています。

施工に際しては、間に松はありませんが、機材の搬入等も含めて松の枝葉に気をつけていただいて、工事の日程や工程については社会教育課と協議を行う。また、工事の立ち会いについては、職員が来てから掘削を行う。アスファルトを剥がしたりインターロッキングを剥がしたりするところは特に立ち会わず、地面に掘削に際して個々に立ち会いを行うこととします。目安として 100 cm までは、平詰めの状態にして丁寧に掘削をするということをお願いします。

ただ、アスファルトやインターロッキングの下など、いわゆるバラスという石のようなものがあって埋め込まれているような場所についてはどうしても平詰めで作業ができないところは避けて使っていただいても大丈夫とは言うものの、職員が立ち会うという条件をつけようかとも思います。以上、ご審議のほどよろしく申し上げます。

○（近藤会長）

まず、絶対的な条件として職員が立ち会うということ、それから当該地には松は存在してないということですね。

○（事務局）

工事範囲の幅には少なくとも松はありません。

○（近藤会長）

緒方委員はいかがですか。

○（緒方委員）

問題ないと思います。

○（近藤会長）

田尾委員はいかがですか。

○（田尾委員）

既設管が入っていることと、掘削が達さない、職員が十分に立ち会うということであれば問題ないと思います。

○（近藤会長）

それでは、慎重に事を進めるということで、お願いしたいと思います。具体的には、工事や、この会議の後、どういうふうなスケジュールになりますか。

○（事務局）

今の段階ではまだ現状変更届出を受けただけですので、それについてまず許可、不許可の判断をこちらでして、そのあとに今度 93 条届出として、埋蔵文化財包蔵地に関わる届出も同じ計画で出していただいて、その最終的な県の判断もありますので、それに際して立ち会いという形がおそらく下りるということであれば、それに沿って立ち会いと着工を同時に行って、様子を見ながら工事を行う流れになるかと思います。

○（近藤会長）

よろしくをお願いします。

【議題 1 (2) 史跡・天然記念物「鶴嶺八幡宮参道及び松並木」の越境について】

○（事務局）

参道沿いで土地を所有されている方からご相談があったものです。

実際は、浜之郷 701 番地付近の松で、越境している部分について、剪定、それから伐採をして欲しいというようご相談でございました。松の現況確認したところ、松のナンバーで言いますと、参道の東側の No.80、それから 83、84、85、それから 87 の 5 本であることを確認しています。

それぞれの松の大きさですが、東側 No.80 が胸高直径 50 cm 以上、非常に大きな松です。それから、東側 No.83 から 85 については、直径 15 cm 程度の大きさ、それから東側 No.87 というのが、やはりこちらも大きく、胸高直径 50 cm 以上の松ということを確認しています。いずれの松も樹勢は非常によいです。

お手元の資料を、それから今のスライドで表示しております資料をご覧くださいと思います。北側から東側 No.87 というのが、大きな松になります。

この赤線が、ちょうど官民境になりますので、右側が民地側、東側が歩道、上部が越境しています。

それから、No.83 から 85。並んでいる三本ですね。少し小さめの松ですが、枝葉が伸びて、右側が民地側、東側が道路側ですが、民地側に枝葉が越境しているという状況です。

それから、非常にこれが苦慮しているところですが、東側 No.80、右側が民地、左側が道路、ほぼ幹から越境しているということで、ご相談が年度初めにあったという状況です。

基本的な対応をしましては、No.83 から 85 の小さい松につきましては、時期を見て枝払い等をさせていただきますと思います。

それから東側 No.87、こちらにつきましては、写真だとわかりにくいですが、越境している部分が、枝分かれしている太い枝の右側になります。過去に一度伐採しているようで、枝葉がついてないような太い枝です。その太い幹の一部を伐採することで越境しなくなりますが、強剪定になりますので、やるとすれば時期を選ぶ必要があると考えています。

問題が、東側 No.80 です。伐採をしてしまうと、この松は死んでしまうというような状況になります。この No.80 につきましては、まだ結論が出ていない状態です。ただ民法改正があった関係で、所有者としては、越境した松の枝、あるいは、越境した部分を伐採あるいは剪定できるというふうに取り扱われるような改正がなされておりますので、この辺の法律的な部分を調整しながら、所有者の方とは調整していきたいと思っております。

なお、この件については、緒方委員には現地をまだ見ていただいておりません。

松の越境については、民法改正もあった一方で市の指定の天然記念物ですので、越境した部分の松の剪定については、市の弁護士資格のある職員と相談しながら、どういうふうに対処をするのがいいか、相談しながら、今後対応についてご審議していただきたいと思っております。

現況をこのような状況になることと、当座、No.87、それから No.83 から 85 につきましては、緒方委員に今後見ていただきながら、剪定していきたいと思っております。

○（近藤会長）

少し先がある話ということですか。

○（事務局）

時間があるかということ、そうではありません。民法改正によって、切ってくださいと言ってから切るまでの相当な期間が2週間というような期間が提示されたりしているものですから、時間があるわけではありません。ただし、それを盾に言われても期間が短すぎて到底切ったり、何らかに対応したりするというのは難しいような状況です。

○（近藤会長）

緒方委員にお聞きしますが、そういうことですか。

○（緒方委員）

難問です。全体的な状況からすると、単純に千の川沿いに風が吹いて、東北側に木が倒れているのですよね。100年位の間、植えてから風に押されてきているのですよね。

土地がよくわかりませんが、このフジスーパーさんの脇、ここはフジスーパーさんの地主さんとは違う地主さんが持っているのですか。この細長い土地をずっと持っていらっしゃるのですよね。5本とも引っかかるのですか。

○（事務局）

はい。

○（緒方委員）

簡単な話ですが、87番、一番北側の木ですね。これは強い剪定をすれば、とりあえず下の方で越

境している部分に関しては、多分大丈夫でしょうけれども、その上が、地主さんが邪魔だということです。4m位ですか。あれから上がまだ5、6mですか。その上の部分について邪魔だとおっしゃったとかですね。

83から85は、これはもう新しい植えた木なので、もう単純に東側に押されていますから、まず剪定するときに、西側を生かして剪定をして、東側の部分は枝払いをするしか、しょうがないと思います。

これはもう、川があって風が吹くのですから、そういう形である程度強制しながらいけばいいと思います。

問題は80です。どっちかといったら難しい。提案ですが、私からは、もったいなくて、もう切れとは言えません。

○（五味委員）

80番の一番問題ですが、これは、よく折衝して、できるだけ生かすような形で土地を使ってもらうという方向で話を進めて、それでも嫌だったら、市で買うなり何なり考えたらどうですか。

すぐスパッと切るっていう訳にはいきません。木の寿命とかいう、今まで生きてきた訳ですから。

そのところをまず聞いて、枝がかなり傷んでいる部分はちょっと切ってもいいと思います。

むしろ木を切って使う方が、いろいろ問題も起きるということであったらどうでしょうか。

こういうことは、長い時間かけながら、という形にした方がいいと思います。

○（近藤会長）

我々の総意はそういうことで、五味先生にまとめていただきました。

○（相澤委員）

この民法が改正になり、所有者の意見が強くなると思いますが、その辺のところは黒白ははっきりつけられません。お二人の先生方がおっしゃったように、協議する、そういうことを粘り強くっていうのは何か大事なような気がします。

それで弁護士さんがどう言われるか。その協議の仕方みたいなものを相談しつつ、民法がそうだからと言って、これは指定の史跡ですし、天然記念物になっていますので、特殊な事情があるわけだから、法律でこうだからこうだ、ということはなかなか言えないものも、これから、国の指定物件とか、そういうことが出てくると思います。

そういう状況を見て、あっさり認めてしまうというよりは、ここの特殊事情を、なるべく説明していかないと、そこは木が切れるのだから、うちもやってもらおう、というふうになると大変なことになると思います。

だからその辺は、事務局の方でやってらっしゃるように、一つ一つ、大切に説得していくという姿勢でやっていただきたいと思います。

○（近藤会長）

全くそのとおりで、こう細かく、状況を我々のところにも伝えていただきながら、粘り強くやっていただくということで、よろしくお願いします。

○（田尾委員）

相澤先生がおっしゃったとおりだと思います。よくテレビとかで報道され、言われているのは多分民民の場合だと思うので、そのような特殊な場合を、弁護士さんによく調べてもらったらいと思います。そういうので少し協議をしてということだと思います。

○（近藤会長）

何かありましたらまた、私どもにお知らせください。よろしくお願いします。

【議題2 (1) 史跡・天然記念物「鶴嶺八幡宮参道及び松並木」の緊急対応等について】

○（事務局）

令和4年度松並木の交通事故等についてです。前回の文化財保護審議会でご報告すべきところでしたが、参道通過等の車両による交通事故については、被害状況が倒木や枯死までの恐れはない等を緒方委員にご報告、ご確認いただいたうえで対応しました。

西側 No.101 は、これまでにも、令和4年度第1回文化財保護審議会で車両が接触した連絡があり、他にも接触の痕跡が認められたため、当該者に対し今後注意する旨嚴重に注意するとともに注意喚起の張り紙を設置した旨報告しましたが、その他、警察や市民の方より連絡いただいた件に関して同様の対応をしました。その中で特に棄損状況の程度が大きい資料の件について、茅ヶ崎市文化財保護条例に基づき「茅ヶ崎市指定重要文化財損傷届」及び「顛末書」を提出のうえ、嚴重に注意を求めましたので、改めてご報告いたします。また、道路に張り出した部分の伐採をとの連絡がされた件に関しては、松並木が文化財であることをご確認いただきました。

裏面の下の段、西側 No.12 も、特に棄損状況の程度が大きい資料の件について、同様に、茅ヶ崎市文化財保護条例に基づき「茅ヶ崎市指定重要文化財損傷届」及び「顛末書」を提出のうえ、嚴重に注意を求めました。

両方の木とも、その後のパトロール及び清掃時に現場を確認し、傷跡に松ヤニが出ていることや枯死などの状況が見られないことを確認しました。

なお、特に連絡等はありませんが、道路部分に張り出している部分に関しては車両の接触と思われる事案が認められますので、今後も留意し、適宜注意喚起の看板対応をしたいと考えます。

続きまして、二番目の、令和5年度実施した緊急対応についてご説明いたします。西側 No.55 は、令和4年度第2回文化財保護審議会にて樹皮が剥がれ落ち危険であったため高さ10mのところを剥ぎ取りを実施した旨報告いたしました。今回また剥がれ落ちた旨市民の方よりご連絡いただき、その上下の部分の剥ぎ取りを行ったものです。なお、本松は、前回審議会でご確認いただきましたとおり、本年度伐採する予定です。

東側 No.46 は、市民の方から通行に支障があること、西側 No.28 は、文化財パトロールで民地越境が確認された部分について、緊急の剪定を行いました。

東側 No.55 は、参道清掃時に根元が腐ってぐらついて危険であると考え、緒方委員にご報告し、至急伐採のご所見をいただき、近藤会長に専決をいただき伐採を行いました。

今後も通行支障や民地越境部分に関しては適宜対応させていただく中で、資料にはございませんが、緒方委員より、鳥井戸橋交差点鳥居北側の左右の松の下枝の剪定についてご指摘をいただき、

資料はございませんが、東側 No.1～7 及び西側 1～4、6、8 の松について、それぞれ対応いたしましたので、あわせてご報告いたします。

最後に令和 5 年 6 月 2 日の台風による倒木等対応についてご報告いたします。

6 月 2 日 13 時 45 分頃、市民の方及び市道路管理課より、参道の松が倒れ道路を塞いでいる旨の連絡がありました。

現場を確認したところ東側 No.37 の松が写真のとおり折れ、参道車道、歩道などに散乱しておりました。原因は、根元が腐ったためと思われます。なお、これまでのパトロール等では特に大きな変化は確認できませんでした。

また、添え木も浮いた状態であったため、ともに回収しました。

同様に倒木の危険があるものがないか確認したところ、東側 No.31 の松については、資料のとおり写真のとおり枯れた状態で、根元から揺れが大きいことから危険であると認められました。

本来であれば緒方委員にご報告し、ご所見をいただき会長の専決をいただいたうえで伐採の対応をするところではありますが、台風が迫り強風大雨の状況から倒木の危険があると考え緊急の伐採を行ったものです。

なお、近藤会長、緒方委員には、事後となりますがご報告しご確認いただきました。

緊急対応等については以上になります。

○（近藤会長）

参道及び松並木の一連の問題でした。本件に関しては何かご質問はありますか。緒方委員、いかがですか。

○（緒方委員）

特にありません

○（近藤会長）

この件に関しては承るということでしょうか。

私から提案があります。松が市の史跡になってからもう 2、30 年超えますが、周辺の様子はその当時と全く変わってきて、生活要求がものすごく強くなってきています。現存する神社から海に向かってまっすぐ伸びる松並木、そういう景観を大事にしようということを、絶えずアピールしていかないといけません。事故が起きて絆創膏を貼るみたいなことではなく、年に 1 回位は松並木について五味先生にご講演願うとかして、価値がある松並木があるところに自分たちが住んでいる、付帯的な価値がある土地に住んでいる、そのような場所で生活要求と保全とがバッティングしているということを伝えてかないと、絶えず絆創膏貼りになってしまいます。

だから、5 年、向こう 10 年啓蒙啓発することを是非お願いしたいです。そうしないと、史跡だからといって、史跡の変更願の束が提出されて、松並木がなくなる恐れがあります。

私からは、皆が一生懸命やっていることは認めつつ、さらにプラスアルファをお願いしたいと考えています。

○（五味委員）

継ぎはぎは、止むを得ないと思います。常に松並木の意味を訴えなければいけませんが、例えば、

鶴嶺神社の例大祭に市役所が出張して松並木の意義を伝えるのはいかがでしょうか。

参道の人たちが、松並木保存会を作ってくれば一番いいのですが、世の中はどんどん変わっていますから、市役所が機運を盛り上げていくのはどうでしょう。

○（近藤会長）

ぜひ、その方向で検討していただくということで、よろしくお願いします。

【議題2 (2) 登録有形文化財（建造物）の保存活用について】

○（事務局）

本市の有形登録文化財・建造物の保存活用についてご報告します。

本市の国登録有形文化財は、茅ヶ崎館等がありますが、本市が所有する藤間家住宅主屋・旧南湖院第一病舎・旧氷室家住宅主屋の保存活用について説明します。

はじめに取り組みの背景を説明します。2ページをご覧ください。

現在のまちづくりは、「ちがさき都市マスタープラン」の市南西部地域の都市景観形成の方針や、「市景観計画」の海岸地域景観ゾーンの方針では、藤間家等を含む歴史的価値の高い建造物の保存・活用を進め、海岸地域の文化を体感できる空間づくりを進める、としています。

それを体現する方策のひとつとして、「クリエイターシティ・チガサキ形成戦略事業」を「茅ヶ崎市実施計画2025」の重点戦略に位置付け、特に市南部に位置する文化的価値の高い建造物である藤間家等をクリエイターの育成の場や作品の制作・発表の場として活用することとしています。

しかし、藤間家等は耐震性に課題があり一般公開できず、文化的価値を生かした取り組みが進められません。

そこで、遺構の確認や耐震診断調査といった事前調査を行い、それを踏まえて保存活用計画を策定することを現在進めています。この計画に基づき藤間家等の設計、改修を行い、教育、観光、まちづくりなどの様々な分野の取り組みに活用することとしています。

次に、保存活用のスケジュールを説明します。4ページをご覧ください。

現在、藤間家等の所管課、藤間家は博物館、旧南湖院は文化推進課、旧氷室家は公園緑地課が、有識者からのアドバイスを受けたり、事前調査の概算費用を文化財（建造物）の調査、設計に実績が多い事業者に出資させたりしています。これを踏まえて、今年度、国と神奈川県に補助金を申請しているところです。

5ページをご覧ください。スケジュール的に、所管課は令和5年度の7から9月のあたりに位置しています。今後、補助金の交付が決定されましたら、保存活用計画の案を当審議会に諮る予定です。

この事業は補助金の交付が前提ですが、令和6年度以降は事前調査の実施、保存活用計画の策定、調査結果に基づく改修設計と続きます。

藤間家等の概要と保存状況については説明を割愛させていただきます。後ほどご覧ください。

○（近藤会長）

これもう承っておけばいい話ですか。

○（事務局）

この事業は、補助金を通して、具体的に直していくときに、社会教育課と施設所管課、例えば文化推進課の担当者などが同席して、審議会にご報告して、建物の保存活用計画についてご意見をいただくような流れになると思います。

○（五味委員）

保存活用計画の所管が違うので、できるだけ一体化して、全体像がわかるようにしていただきたいです。

江戸時代末期からある藤間家は非常に重要な建物になっていますし、南湖院は明治からサナトリウムですよ。そういういろんな建物がたくさんありますので、先ほど会長がおっしゃったように、その魅力を発信するために、どういうふうにするのか、計画を立てて、やっていただくと嬉しいです。

○（田尾委員）

保存活用計画を作る所管課は社会教育課ですか。

○（事務局）

計画を策定するのは各施設の所管課です。

○（田尾委員）

登録有形文化財であっても、施設の所管課が行うのですか。

○（事務局）

活用計画の策定は所管課が行います。もちろん文化財ですので、社会教育課も一緒にその策定には関わっていきます。

○（田尾委員）

補助金はどこから出ますか。例えば文化庁とか。

○（事務局）

文化庁です。

○（田尾委員）

文化庁ですか。それでも各所管課が分けてやるのですか。

○（事務局）

施設の管理する課は条例で決まっています。

○（田尾委員）

市役所のシステムがどのようになっているのかわかりませんが、バラバラでやるのではなくて、例えば所管課を超えて策定委員会を作るとか、そういう形でやらないと、ちぐはぐになってしまいそうな気がします。

○（事務局）

関係課で集まって前年度から調整はしていたところです。もちろん、その施設によって、事業の進み具合に差が出るかもしれませんが、同じ登録有形文化財の活用ということで、市全体として進めていくように、関係課とは調整していきます。

○（相澤委員）

これはすごくいいことだとは思いますが、建物の耐震構造に問題があるということですが、建物の前で何かやるとか、せっかく環境が残っているところで何かパフォーマンスみたいなものができると思います。

その周囲の環境をライトアップして、うまくアピールしていくこと等、建物だけにこだわらず、環境を知ってもらうことも考えてもよいと思います。

○（近藤会長）

問題が進んだら、またこの場で報告をしてください。

それと、我々がどのような関係を持つかということも、審議させていただければと思います。よろしくをお願いします。

【議題2 (3) 新国道街路事業に伴う発掘調査に伴う出土遺物について】

○（事務局）

お手元の資料5-1と書かれた資料をご覧ください。こちらについては、市の教育委員会で、令和4年度に新国道線街路事業に伴う発掘調査埋蔵文化財発掘調査を実施しています。

場所は本村4丁目、茅ヶ崎市役所のほど近いところで発掘調査を実施しています。

令和4年度に発掘調査した時点では、木製品の資料、時代としては古代を中心とした木製品の資料が大量に出土しています。また、近隣からは木簡と言われるような貴重な木製品も出土して、1から6号木簡は市の指定の文化財になっているところです。

木簡の可能性のあるものを選んでいますが、木製品資料17点につきまして、中村駐在事務所、神奈川県埋蔵文化財センターと、国立歴史民俗博物館で赤外線カメラを使った資料調査の報告をさせていただきます。

手元の資料の3ページ目、木製品資料等の第2回調査結果、追加報告分を見ていただくと少し分かりやすいかと思います。資料No.と、歴博の所見、それから埋蔵文化財での所見、備考という調査結果を示しています。

結論から申し上げますと、木簡と言えるような資料が、この表のNo.532と書かれたもの、こちらの資料が木簡と呼んでも、よさそうなのではないかと所見をいただいているところです。

スライドの方に資料の写真を載せていますが、ちょっとこの資料だと分かりにくいところではありますが、この辺りに文字のようなものが見えるという所見をいただいています。

赤外線の写真も出します。非常にわかりにくい部分ではありますが、この部分に、非常に文字としては分かりにくく、赤外線カメラでも不明瞭ではありましたが、肉眼で墨の文字のようなものを確認しています。歴博の三上先生に資料を見ていただきまして、根拠はないけれども、「巻」「券」「読」「請」などの可能性があるのではないかとということでした。釈文をつけるのであれば「□」、読めないということにはなるだろうということでした。

ただ、木製品自体は、少し棒状というか、板状のものになりますが、欠けている部分が被熱を受けて、炭化しているような状態になっています。

また、文字がある部分に対して、まだスペースが残っておりますので、スペースがあるにもかかわらず一部分にしか文字がないのは不可解だ、メモ的な使い方をしたのか、ともおっしゃっていました。

三上先生のメモを拝借して、この全域の 532 と書かれた資料ですが、この部分に、このような文字が見えるか、というようなものになっています。

それから、特筆するもの、それ以外の墨文字というのは、はっきりとは確認されませんでした、6号溝という遺構から出た No.110 という資料は、焼印のようなものが押しされた曲物資料になります。

こちらは、ただ単に模様でつけたのかどうか分からなかったのですが、三上先生は「山」と読めないこともない。ただ、焼印というよりは焼け火箸のようなもので、押し付けるように付けたのではないか、というようなことをおっしゃっていました。墨文字ではありません。

それから同じようなもので、No.778 もあります。こちらも同じように、焼き印のような黒く変色して凹んだ部分があるので、何と読むかとお伺いしたところ、「山」という文字と、「十」の組み合わせか、方向が異なりますが「廿（二十）」のような読みができるのではないか、「山に十」か「廿」の可能性があるということで、いずれも文字として認識できるようなものと捉えておられました。

こちらについては、居村の発掘調査について墨書土器というのが数点出ています。

あるいは、今回の調査の東隣で実施した発掘調査でも大量に墨書土器が大量に出ていますが、特にこの「山に十」あるいは「廿」と書かれた墨書土器というのが、まみ見受けられますので、そういった関連が気になるところです。

この資料調査によって、No.532 という資料は、木簡である可能性が高まったということになります。把握できる部分が少ないので資料的な評価は難しい部分がありますが、過去の調査においても木簡が出土していますので、第 8 次調査でも木簡が出た意義というのは、非常に大きいと考えています。

三上先生はお持ちした木製品をご覧になり、全体的に祭祀的な性格を持つ製品というのが多いんじゃないか、というようなご指摘もされました。

中には、ササラのようなものではないか、刀状の木製品ではないか、というご指摘いただいております。そういった点にも注意して木製品を観察してみたいかがか、とおっしゃっています。

今回確認された遺構は古代の水田の跡になりますので、例えば、放生田との関連とか、周辺に公的施設があるのではないかと指摘もされていますので、通常の水田、あるいは生産域とは少し異なるような性格を有していた可能性も考えなくてはいけないかなと思っています。また、改めて木製品の観察を行う必要があるかと思えます。

印影資料については、群馬県の事業団の、高島さんの論考を読むと、同じ遺跡から出土した墨書土器に類似する字形があるということ、それから、その文字が集団の標識的な文字としてとらえられる可能性がある、ということが書いてありますので、引き続き、調査研究の方を進めていきたいと思えます。

最後に、本年度 9 月初め頃から引き続き発掘調査の方を進めていきますので、注意して発掘調査

をしていきたいと思っています。

報告としては以上です。

○（近藤会長）

ありがとうございました。何かご質問ある方はいらっしゃいますか。

○（五味委員）

時代は9世紀後半位ですか。

○（事務局）

そうです。前の発掘調査と大体同じ、貞観木簡の時期で概ね合ってくると思います。

○（田尾委員）

木製品が多いということと、1点であっても木簡らしいものが見つかったのは成果としては大きいと思います。県内で一つの遺跡から出土する木簡数の一番多い遺跡を、更新したということになるかと思っています。

また、他にも墨書とか焼印的な文字資料が多いということで、これまでも貞観木簡から、郡司が主催した放生田に、各村から有力者がお供のものを引き連れてきているというような想定もされていて、かなり公的な色彩の強い場であろうとは言われていました。

また、茜木簡も同じように、アカネは中南作物で交納品になっていますから、郡家の出先の施設的な意味合いもあると。今回、神器祭祀的な物が目立つということも合わせて考えると、やはり郡家と直結した出先の場であろうということがより鮮明になってきたのかな、と思っています。

特にこの「山十」は、逆さにすると「市」ですから、市に似た直線で字が通りますよね。あの墨書は、宮家の周辺というか、上ノ町・広町、小出川のところでも出ていますから、そういったことから言うと、郡家と関連あるような場であろうということで、一体化して見た方が遺跡としてはかなり評価ができるのかと思っています。

○（近藤会長）

さらに先の調査というのは9月ですか。

○（事務局）

そうですね。9月1日から順次進めていきます。

○（田尾委員）

木簡出土地点から離れていると思いますが、出具合は、あるいは時代的な遺構はどうですか。

○（事務局）

時代的には古代が密という状況です。当初予想していた、西側に行くにあたって遺物量が少なくなると言われていました。確かに若干、少なくなるようです。第8次調査、昨年度の調査においては、隣接の4次調査で見つかった古代の水路みたいな溝と同じような遺構がありましたが、そこから非常に多くの遺物が出てきましたので、物量としては、さほど変わっていないかとは思いますが。ただ、墨書土器は、やはり4次調査に比べると極端に少なく、水田から出土する遺物も若干少ないように思えますので、若干ではあります。西側に行くにつれて遺物量は減っていくのかと見込んでいます。

○（田尾委員）

長いトレンチを入れているようなものですから、調査結果によっては遺跡の性格自体が変わってくると思うので、その辺も踏まえながら、調査を進めていただければと思います。

【議題2 (4) 茅ヶ崎市博物館 令和4年度の概要について】

○（事務局）

本日は博物館の職員の出席はありませんが、資料を預かっていますので、報告させていただきます。資料6をご覧ください。

まず、来館者数ですが、令和4年7月30日に開館し、令和5年3月31日までの来館者数は3万2432人、3万人を超える市民の皆さまにご来館いただきました。

企画展は3つ開催しました。『鎌倉殿』の時代の茅ヶ崎を7月から11月まで、遺跡調査発表展示会を11月から12月まで、昔のくらしの道具展を1月から4月まで展示しました。

教育の普及活動は、子どもを対象としたワークショップ、公民館等との連携事業等を実施しました。また、市内の幼稚園、小、中学校の児童・生徒の皆さまの来館の対応や、職場体験や大学生の実習先として、地域に根差した活動に取り組みました。

小学校としては市内だけではなく市外の寒川の小学校も1校来ていることもあり、注目されていると思っています。

以上、博物館の令和4年度の概要をご報告しました。

○（近藤会長）

順調に運営展開されているということです。

ただ、アクセスの問題はありますが、いかがでしょうか。

○（事務局）

現在、レンタサイクルを数台置いているのと、コミュニティーバス、巡回バスになってしまうので、相模線香川駅から出ていますが、巡回しているので20分程かかります。帰りに香川駅に行く分には10分ほどかかります。

神奈中バスが通るところに関しては、堤坂下から徒歩15分から20分ほどかかってしまいますので、足の問題はまだ完全には解消してはいる状況にあります。レンタサイクルの利用率が高いことは博物館から聞いていますので、そこをもっと生かしていきたいです。

○（田尾委員）

湘南みずきからだ10分かからないですよ。案外、そういうルートを知らなかったりするので、もっと宣伝をするとよいと思います。

○（近藤委員）

足の問題は絶えずついてまわるので、年寄り、子供をどうするのかということを考え、解消しないといけないと私は思います。ぜひ、検討してください。

【その他 史跡下寺尾西方遺跡保存活用計画の進め方について】

○（事務局）

資料7をご覧ください。

社会教育課では、担当の加藤と三戸を中心に、平成31年に指定されました史跡の下寺尾西方、弥生の環濠集落の保存活用のために計画を作成しています。

当初の予定より少し早めて、作成を目指して進めているところです。

従来、保存活用計画については部会でご審議していただいたところではありましたが、コロナ禍で中断してしまい、遅くなってしまった部分もありましたので、簡単にここでは、保存活用計画についての概要と進め方について御報告します。

保存活用計画の概要ですが、史跡西方遺跡がどういう価値を持つものなのかといった本質的価値を整理したり、その本質的価値を生かして保存活用するために、具体的に公有地化とか史跡指定といった保存管理という分野を記載したところがあったり、発掘調査とか資料調査といった記載もあります。また、史跡を使って市民の皆さんに史跡のことを理解していただけるような活用という分野もあります。それから、ハード面ですね。遺構を復元整備したり、あるいは表面表示したり、また、ガイダンス施設を建てたりといった整備内容も記載しています。

更に、保存活用を進めていくにあたって、地域と連携しながら進めていく運営、体制について記載しています。

また、史跡下寺尾西方遺跡、弥生の環濠集落については皆さんの御存じのところではありますが、史跡の下寺尾官衙遺跡群に大きく重なって存在しています。

史跡の下寺尾官衙遺跡群について、保存活用計画は策定されており、概ねそれに準じて活用を進めているところですが、一方は古代、一方は弥生時代ということで、その二つを共存しながら、その特色を生かしながら、保存活用を進めていくために整合性を取っていかなければいけないということで、先ほどご説明した基本的な事項に加えて、下寺尾官衙遺跡群との整合性を示すような内容を附編として入れることを考えています。

概要としては以上となりますが、その進め方につきましては、非常にタイトなスケジュールで動いています。ご負担をおかけしますが、内容に沿って審議をしていただきたく、事前の資料送付はもちろんのこと、その前に部会の皆様に計画案を見ていただき、ご意見をいただいた上で、審議会の方にかけるような流れをとっていきたいと思っています。

今年度の部会はあと3回にしかありませんので、その中で個々の内容を詰めていきます。

令和6年、第1回には素案という形で、全体を見ていただくことを考えています。

この保存活用計画は法定計画でもあり、国に認定される計画ですから、神奈川県、それから文化庁とも調整を行いつつ作成していきたいと思っています。

この保存活用計画の作成にあたり、元社会教育課職員だった会計年度任用職員を部会のアドバイザーとして招集し、作成に携わっていただくようなことも考えています。

ご説明としては以上になります。

○（近藤会長）

重ねる史跡、官衙古代の遺跡と弥生時代の遺跡、全国的にも珍しい遺跡の復元整備ということで

奮闘している訳ですね。着実にこういう歩みをしているんだということを報告していただきました。

また同じことを言うことにはなりますが、官衙が2015年に史跡として指定されてから、もう10年近く年月が流れています。地元あるいは茅ヶ崎の人たちに、どういう進捗状況なのか、どのような価値があるのかを伝える、コミュニケーションをとる機会を積極的に設けて欲しいです。このままだと風化する一方で、役所の方は国指定史跡だと力んでいる。何か矛盾していると思います。やはり、地域で盛り上がっていくことが大事だと思いますので、そこの配慮を事務局として持っていていただくということでもよろしいですか。ぜひ、よろしくをお願いします。